

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：京都府（知事部局等）

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	88.7%	※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.1%	
全職員	84.7%	※2

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.0%
本庁課長相当職	95.6%
本庁課長補佐相当職	99.8%
本庁係長相当職	93.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.1%
31～35年	93.6%
26～30年	92.3%
21～25年	93.9%
16～20年	89.8%
11～15年	87.3%
6～10年	96.4%
1～5年	94.1%

説明欄

- ▶ 相対的に男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因として考えられること
- ※1 「任期の定めのない常勤職員」
- ・管理職に占める女性の割合は19.4%、課長を補佐する職の割合は29.4%となっており、女性が役職に就く割合が男性よりも低くなっていること
 - ・相対的に給与水準の低い若年層の職において女性職員が増加していること
 - ・扶養手当について、世帯主となっている男性が受給している場合が多く、一人当たりの扶養手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は26.9%であること
 - ・男性の方が時間外勤務時間が多く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は74.4%であること
- ※2 「全職員」
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性の割合は約半数(48.3%)である一方、相対的に給与水準が高い「任期の定めのない常勤職員」における女性の割合は35.4%であること

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度 (R8. 5. 1 時点)
管理的地位にある職員	20. 2%

【説明欄】

＜女性の活躍を一層推進するための主な取組＞

- ・多様な分野へ女性職員の配置を拡大
- ・女性向けキャリア形成支援研修の実施 等

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度 (R8. 5. 1 時点)
本庁部局長・次長相当職	10. 3%
本庁課長相当職	23. 3%
本庁課長補佐相当職	28. 6%
本庁係長相当職	38. 3%

【説明欄】

＜女性の活躍を一層推進するための主な取組＞

- ・早期からキャリアパスを意識した多様な職務機会の付与
- ・育休中や年度内に育休から職場復帰した職員等を対象とした仕事と家庭の両立支援のための研修や先輩職員との交流会の実施 等

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
採用した職員	47. 1%

Ⅴ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	88. 9%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	8.3%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	5.6%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	33.3%	0%	—	0%
1月超3月以下	23.6%	6.1%	—	0%
3月超6月以下	15.3%	4.1%	—	100%
6月超9月以下	5.6%	10.2%	—	0%
9月超12月以下	6.9%	28.6%	—	0%
12月超24月以下	0%	20.4%	—	0%
24月超	1.4%	30.6%	—	0%

【説明欄】

<出産や子育てしやすい職場づくりに向けた主な取組>

- ・多様な働き方に対する理解の促進やそれに対応するマネジメント力の向上に向け、係長・管理職員への研修を実施 等

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	19.2時間／月
内部部局等以外	8.9時間／月

【説明欄】

<時間外勤務の縮減に向けた主な取組>

- ・ノー残業デーや「府庁育児の日」における定時退庁の徹底 等

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年度
年次休暇等の取得日数	13.0日